

令和3年4月農業委員会
定例委員会議事録

鳥栖市農業委員会事務局

1. 開催日時 令和3年4月20日(火)

開会 午前9時30分

閉会 午前10時21分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階大会議室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬秀利	出
2	大石則子	出
3	上種正博	出
4	佐藤敏嘉	出
5	田代英毅	出
6	中島俊男	出
7	西依誠	出
8	久富正ノ介	出
9	松隈邦博	出
10	宮原一美	出
11	脇善治	出

4. 記事日程

第1 議事録署名委員の氏名

8番 久富 正ノ介 委員 9番 松隈 邦博 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 木附 良介

第3 付議案件

議案第1号	人事異動について	
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第4号	農地の競売に対する買受適格証明願承認について	1件
議案第5号	農用地利用集積計画について	145件
議案第6号	農地移動適正化あっせん事業について	1件
議案第7号	空き家に付随した特定農地の指定申請について	1件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	5件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	11件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 武田 隆洋 木附 良介
江田 征樹

6. その他出席

久保山 智博
傍聴者 3名

議事録

議 長	<p>それでは、ただ今より、令和3年4月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。</p> <p>本日の出席者は11名、欠席者はありません。定足数に達しておりますので定例会は成立をしております。</p> <p>また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号8番、〇〇 〇〇委員と議席番号9番、〇〇 〇〇委員を指名いたします。なお、本日の会議書記は事務局の〇〇氏をお願いいたします。</p> <p>それでは、ただ今から、議案審議に入ります。</p> <p>初めに、議案第1号を議題といたします。</p> <p>議案第1号、人事異動の発令についてでございます。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号、人事異動の発令について、3月31日付及び4月1日付で市長部局の異動に伴い、農業委員会事務局の職員につきまして異動の発令をいたしましたので、承認を求めます。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>〇〇 〇〇事務局長が市長部局へ異動され、退職されております。後任として、私、〇〇 〇〇が事務局長に任じられております。また、〇〇 〇〇係長が市長部局へ異動され、後任として〇〇 〇〇係長が任じられております。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p> <p>無いようですので、質疑を終了いたします。</p> <p>これより、採決に入ります。</p> <p>議案第1号の案件について、承認することに、賛成の皆様の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者挙手）</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。</p> <p>よって、本件は、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>それでは、異動された方々から御挨拶をお願いしたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">（前任・新任者からの挨拶）</p> <p>ただ今、異動された方から御挨拶がありましたが、前任の方におかれましては大変御苦労さまでした。また、新任の方につきましては、これから、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>前任者は公務のため退席いたします。</p> <p>それでは、議案第2号を議題といたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について5件、7筆であります。</p> <p>議案第2号、番号1の案件について、審議いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

事務局 議案第2号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について4件、6筆、賃借権設定について1件、1筆の申請がございましたので承認を求めます。それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から、経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について、許可することに、賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって、本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、番号2の案件につきまして審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、番号2の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第2号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号2の案件について、許可することに、賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって、本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、番号3の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、番号3の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から、経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第2号、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号3の案件について、許可することに、賛成の皆様の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって、本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、番号4の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、番号4の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から、経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第2号、番号4の案件についての説明とさせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を行いたいと思いますが、議案第2号、番号4の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので、〇〇 〇〇委員の退席を求めます。

(3番委員退席)

議案第2号、番号4の案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号4の案件について、許可することに、賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって、本件は、原案のとおり許可することに決定をいたしました。

〇〇 〇〇委員の入席を求めます。

(3番委員入室)

次に、議案第2号、番号5の案件につきまして審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、番号5の案件につきましては、貸出人が参加している農事組合法人への貸付で、市街化区域内の農地であり、農業経営基盤強化促進法での利用権設定でなく、農地法第3条での賃借権設定でございます。

借受人の耕作面積は、記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第2号、番号5の案件についての説明とさせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号5の案件について、許可することに、賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって、本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、議案第3号を議題といたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について2件、2筆でございます。

議案第3号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、4ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、所有権移転に係るものが1件、1筆、使用貸借権設定に係るものが1件、1筆の申請がございましたので、承認を求めます。

議案第3号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページをご参照願います。

別冊資料1の1ページをお願いします。

この案件につきましては、農業法人の農業用倉庫として利用するために、農地転用申請されたものです。

農地区分につきましては、第1種農地と判断しております。判断基準につきましては、後ほど説明をいたします。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、東側の既存水路に放流される計画となっております。また、資金計画は、融資証明書、補助金交付決定通知が添付されております。

2 ページに位置図、3 ページには土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照願います。

次に、農地区分及び許可の基準について、説明いたします。

本日、お持ちいただいている「農業委員会研修テキストシリーズ2」の24、25 ページをお願いいたします。

24 ページのフロー図の左側の上の方に「農地区分」と記載している欄の第1種農地の部分を御覧ください。

申請地は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当することから第1種農地と判断しております。

次に、許可の基準といたしましては、第1種農地の右側に記載されていますが、立地基準では、「原則不許可」となっていますが、例外許可として、「農業用施設」と記載があり、農地転用は許可し得ると判断をいたしております。

以上、議案第3号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めますが、議事参与の要件に該当しますので、〇〇 〇〇委員の退席を求めます。

(3番委員退席)

議案第3号、番号1の案件について、質疑を求めます。
10番委員。

10番委員

10番委員の〇〇です。

担当委員として一言申し添えいたします。

4月16日、会長と私と推進委員、事務局で現地を確認しました。

今回の申請地は、数年前から耕作がされておらず、雑草等が生い茂っており、農地として今後利用していく事は難しいと思われま

す。また、今回の農地転用申請について、地元も説明を受けられており、区長、生産組合長の同意も得てあります。

これらの点から勘案いたしますと、今回の農地転用申請で周囲に影響が出るとは考えづらく、農地転用について特段の問題等は無いと思われま

す。以上、担当委員からの意見となります。

議 長

はい、ありがとうございました。ただ今、10番委員から御意見をいただきましたが、他にはございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

無いようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号1の案件について、許可することに、賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。
よって、本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
〇〇 〇〇委員の入席を求めます。

(3番委員入室)

次に、議案第3号、番号2の案件について審議をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、5ページをお願いいたします。
議案第3号、番号2の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページを御参照願います。
別冊資料1の4ページをお願いいたします。
この案件につきましては、分家住宅として利用するために、農地転用申請されたものです。
農地区分につきましては、第2種農地と判断しております。判断基準につきましては、後ほど説明いたします。
土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は西側の既存水路に放流、生活排水は下水道に接続される計画となっております。また、資金計画は、融資証明書が添付されております。
5ページに位置図、6ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照願います。
次に、農地区分及び許可の基準について、説明いたします。
再度「農業委員会研修テキストシリーズ2」の24、25ページをお願いいたします。
24ページのフロー図、左側の「農地区分」の、第2種農地の部分を御覧ください。
申請地は、「農業公共投資の対象になっていない農地」に該当することから第2種農地と判断しております。
次に、許可の基準といたしましては、第2種農地の右側に記載されていますが、立地基準では「第3種農地に立地困難な場合」に該当するため、農地転用は許可し得ると判断をいたします。
以上、議案第3号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。
〇〇委員。

7番委員

7番〇〇でございます。
担当委員として申し上げます。
4月16日に、会長と私、〇〇委員と〇〇推進員、それと事務局で確認いたしました。
今回の申請地は、〇〇町と〇〇町の境目でございまして、ちょっと〇〇町の方に入っとるんですけれども。そういうようなところでございます。当然、〇〇町の集落のすぐそばということでございます。そういうような農地でございます。

区長、生産組合長及び水利組合長から、農地転用についての同意も得てあるというところでございます。

また、隣接農地ですけれども、影響がないように対策を講じるということで、その予定でございます。これらの点から、今回の農地転用申請のことにつきましては影響がないと、考えづらいということございまして、農地転用については問題がないんじゃないかと思われま。

以上、担当委員としての意見でございます。

議 長

ありがとうございました。

〇〇委員さんから御意見をいただきましたけれども、他に、ございましたら。

(発言する者なし)

それでは、無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号2の案件について、許可することに、賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。

よって、本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、議案第4号を議題といたします。

議案第4号、農地の競売に対する買受適格証明願承認について1件、1筆でございます。

議案第4号の案件について、審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、6ページをお願いいたします。

議案第4号、農地の競売に対する買受適格証明願承認につきまして1件、1筆の申し出がございましたので承認を求めます。

当該地は、競売物件のため、買い受け希望者が、農業者として農地を取得する資格があることを証明するものでございます。

買受適格証明書の交付については、農地法の許可の手續きに準じて行うこととなっているため、今回の件につきまして、農地法第3条許可相当であるか否かを判断していただくこととなります。

議案第4号の申請人につきましては、みやき町の農地でアスパラ、鳥栖市の農地でジャガイモ・人参などの野菜を耕作されておられます。農地取得後も全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等から見ても問題がないこと、耕作下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号の不許可の要件には該当しないと考えられますので、買受適格証明の交付はできるものと判断をいたします。

以上、議案第4号の案件についての説明とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〇〇委員

8 番委員

8 番の〇〇です。
この件に関して、担当地区の委員として補足説明をいたします。
申請者である〇〇さんは、四十代で新規に就農をされ、現在、〇〇町に住まれております。

今、事務局が言われたとおり、アスパラなどいろんな野菜を耕作されていて、今後の〇〇町の農業を担っていく若手の大事な一人と思っております。
労働力、技術面、経営面積でも今回の競売に対する買受の適格者としては、なんら問題はないと判断をしております。
以上で、私からの説明を終わります。

議 長

はい、ありがとうございます。〇〇委員から御意見をいただきましたが、ほかにごございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

無いようですので、質疑を終了いたします。
これより、採決に入ります。
議案第 4 号、番号 1 の案件について、許可することに、賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。
よって、本件は、原案のとおり許可することに決定をいたしました。
次に、議案第 5 号を議題といたします。
農用地利用集積計画について 1 4 5 件、3 4 5 筆でございます。
議案第 5 号、番号 1 から番号 1 4 5 につきましては、一括して審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、7 ページから 5 0 ページをお願いいたします。
議案第 5 号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により 1 4 5 件、3 4 5 筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定に基づき、決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、4 7 ページ、4 9 ページ及び 5 0 ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。
まず、4 7 ページをお願いします。

1 の利用権設定の中の (1) 地目別設定面積について、地目「田」、「畑」の設定面積は、記載のとおりでございまして、合計が、6 4 万 1, 4 0 6. 1 1 平方メートルとなっております。

次に、(2) の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「麦」、「その他」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で、賃借権が 3 2 2 件、6 1 万 9, 9 7 6. 1 1 平方メートル、使用貸借権が 1 9 件、2 万 1, 4 3 0 平方メートルとなっております、総合計 3 4 1 件、6 4 万 1, 4 0 6. 1 1 平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人143名、借人36名、申請枚数は144枚となっております。

続きまして、49ページをお願いします。
中間管理機構との貸借です。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は、記載のとおりでございます、合計が4,371平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございます、合計で、賃借権が4件、4,371平方メートル、総合計も同数となっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人1名、借人1名となっております、申請枚数は1枚となっております。

50ページを御覧ください。

このページは、47ページと49ページの合計の集計表となります。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」、「畑」の設定面積は、記載のとおりでございます、合計が、64万5,777.11平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「麦」、「その他」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございます、合計で、賃借権が326件、62万4,347.11平方メートル、使用賃借権が19件、21,430平方メートルとなっております、総合計345件、64万5,777.11平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人144名、借人37名、申請枚数は145枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第5号の案件についての説明とさせていただきます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を行いたいと思いますが、議案第5号、番号110から番号116の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので、〇〇 〇〇委員の退席を求めます。

(6番委員退席)

それでは、議案第5号、番号110から番号116の案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第5号、番号110から番号116の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。
よって、本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
〇〇 〇〇委員の入席を求めます。

(6 番委員入室)

それでは、次に、議案第 5 号、番号 1 1 0 から番号 1 1 6 を除く案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

無いようですので、質疑を終了いたします。
これより、採決に入ります。
議案第 5 号、番号 1 1 0 から番号 1 1 6 を除く案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。
よって、本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
次に、議案第 6 号を議題といたします。
議案第 6 号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定について 1 件、4 筆でございます。
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、5 1 ページをお願いいたします。
議案第 6 号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定について、「鳥栖市農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づいて 1 件、4 筆のあっせんの申出がございました。

それでは、議案第 6 号について御説明をいたします。
詳細については、別冊資料 2 の「農地移動適正化あっせん事業調書」を御参照願います。

1 ページをお願いします。

農地の所在、地目、面積、所有者等については、農地移動あっせん希望一覧の記載のとおりでございます。

農地の位置については、2 ページの地図のとおりでございます。御確認をお願いします。

議案第 6 号は、麓地区の〇〇町の案件でございますので、〇 〇〇農業委員、〇〇 〇〇推進委員を指定したいと考えております。

皆様の承認の後、あっせん委員として活動をしていただくこととなります。
以上、議案第 6 号の案件についての説明とさせていただきます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。
これより、採決に入ります。
議案第6号の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。
よって、本件は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。
次に、議案第7号を議題といたします。

議案第7号、空き家に付随した特定農地の指定申請について1件、1筆でございます。
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、52ページをお願いいたします。
議案第7号、空き家に付随した特定農地の指定申請について1件、1筆の申出がございました。

この特定農地とは、鳥栖市空き家バンクに登録された空き家に付随した農地で、特例で下限面積を引き下げることによって、鳥栖市へ移住したい移住者の選択肢を拡大し、移住・定住を促進するとともに、遊休農地等の発生防止・解消を図るために、農地法第3条の許可ができるように指定をするものです。

議案第7号につきまして、詳細については、別冊資料3の「空き家に付随した特例農地の指定審査調書」を御参照願います。

1ページをお願いいたします。

農地の所在、地目、面積、所有者等については、農地移動あっせん希望一覧の記載のとおりでございます。

農地の位置については、2ページの地図のとおりでございます。御確認をお願いいたします。

申出農地は、所有者が遠方に居住されており、遊休農地となるおそれがある農地であり、空き家所有者と申出者は同一であることから、指定可能な農地と判断いたします。

以上、議案第7号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(発言する者なし)

ないようでございますので、質疑を終了いたします。
これより、採決に入ります。
議案第7号の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。
よって、本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
次に、報告第1号から報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、53ページをお願いいたします。
報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出につきまして2件、2筆の届出が提出され、市街化区域農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、54ページをお願いいたします。
報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、所有権移転に係るものが5件、6筆提出され、市街化区域農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、55ページ、56ページをお願いいたします。
報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして11件、16筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡6カ月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

議長

ただ今、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目どおし方、よろしくお願いをいたします。

次に、その他の事項で、意見募集について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、別冊資料の4と5をお願いします。
こちらは、それぞれ令和2年度の活動の点検評価と令和3年度の活動計画の案となります。

農業委員会等に関する法律第37条に、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進の状況や事務の実施状況について公表することが義務づけられています。この指針の具体化のために、毎年度、明確な活動目標とその達成にむけた活動計画を策定しております。

また、前年度の計画が計画通り実施されたかを点検、評価を行うこともされています。

委員の皆様には、本日配付しております令和2年度の点検、評価と令和3年度の活動計画の案について内容を御確認いただきまして、意見等がありましたら5月の17日までに事務局まで御連絡をお願いいたします。

また、現在この案は市のホームページにも掲載し、同様に意見の募集を行っております。こちらで頂きました意見等を反映いたしまして、令和2年度の点検、評価。令和3年度の活動計画を5月の定例会に上げさせていただきます。

そこで、改めて確認いただきましたら、鳥栖市農業委員会の令和2年度の点検、評価。令和3年度の活動計画として6月30日までホームページに掲載することとなります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議 長	<p>ありがとうございました。 その他の事項で委員の皆さんから、何かございましたら。</p> <p style="text-align: center;">(発言する者なし)</p>
事務局	<p>それでは、事務局から、何かございますか。</p> <p>それでは、事務局よりお願いを申し上げます。 鳥栖市におきましては、地球温暖化防止、節電等エコオフィスのための取組といたしまして、令和3年5月1日から9月30日までエコスタイル（ノーネクタイ・ノー上着）を実施いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、エコスタイルでの御出席をお願いしたいと思っております。 以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ほかに。 ないですね。 次回の鳥栖市農業委員会、定例委員会は、令和3年5月20日木曜日、午前9時30分より、本庁の3階大会議室、この場所で開催の予定をいたしております。</p> <p>5月でございますので、エコスタイルでよろしく願いいたします。 以上で、本日の鳥栖市農業委員会、定例委員会を終了いたします。</p>

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長

委 員

委 員

